

令和7年度大網白里市第1回入札監視委員会議事概要

1 委員会の概要

(1) 日時 令和8年1月28日(水) 午後2時00分から午後3時10分まで

(2) 場所 本庁舎3階第1会議室

(3) 出席者

ア 委員

嶋田 貴久雄委員（行政書士）、渡邊 久嗣委員（税理士）

※渡邊 修朗委員（大学教授）は欠席

イ 事務局

財政課 森川課長、山本副課長、小林副主幹、大西副主査、瀬野

ウ 担当課

(ア) 事案1 管理課：大塚副課長、飯高班長、中山主任技師

都市整備課営繕室：四之宮室長、渡邊主査

(イ) 事案2 建設課：渡辺副課長、内山副主幹、鈴木主査

(ウ) 事案3 税務課：内山副課長、松本班長、平山副主査

(4) 傍聴者 2名

(5) 次第

ア 開会

イ 委員および事務局紹介

ウ 委員長選出

エ 議事

議題1 入札・契約の手続き実施状況について

議題2 抽出事案に係る個別審議について

事案1 増穂中学校屋内運動場大規模改修工事

事案2 準用河川金谷川改修工事

事案3 税務地図情報システム賃借

議題3 その他

(ア) 令和8年度上期入札監視委員会の日程について

(イ) 次回事案抽出委員について

オ 閉会

2 委員および事務局紹介から委員長選出について

大網白里市入札監視委員会条例に定める開催要件（委員の過半数の出席）を満たしており開催した。

両委員の話し合いにより、渡邊 久嗣委員が委員長に決定し、任期満了まで勤めていただくことが了承された。

3 議事の概要

○議題1 入札・契約の手続き実施状況について

令和7年4月から9月までに実施した一般競争入札・指名競争入札・随意契約および低入札価格調査実施案件の発注方法別契約件数および指名停止業者について事務局から報告した。(質問・指摘事項等なし)

○議題2 抽出事案に係る個別審議について

令和7年4月から9月までに実施した一般競争入札・随意契約の中から、各委員が選出した3件の事案について、事務局から事案ごとの説明後、質疑応答を行った。

[主な質疑内容]

「事案1 増穂中学校屋内運動場大規模改修工事」

問1から問5までを担当課より、問6点について財政課より回答

はじめに財政課より問1と問4の「予定価格」について財政課より以下補足。

概要：「予定価格」は、契約の相手方を決定するための基準となる価格であり、「設計価格」を基にして算出されるもの。

前提として、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除する行為は国が定める適正化指針(※)において禁止されているため、予定価格と設計価格を同額とする考えのもと、本市では入札執行前に入札参加要件を協議する機関である「入札参加資格委員会」における審議を経て決定している。※公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(H26.9.30閣議決定)

(問1) 予定価格は、設計数量・積算基準に基づき、適正に算定されていると判断した根拠は何か。同規模・同種の学校体育館改修工事と比較して価格水準に大きな乖離はないか。

(答1) 本工事の設計価格については、設計業務を専門業者へ委託し、作成しています。積算にあたっては、千葉県が定める公共工事積算基準を適用し、労務単価・材料単価・機械経費等について最新の基準および市場単価を反映したうえで算定しております。これらのことから、適正に算定されているものと判断しています。また、同規模・同種の学校体育館改修工事につきましては、近年本市において実施例がないため、直接的な比較は困難であります。ただし、工事内容や規模が大きく異なる場合を除き、一般的な価格水準から大きく乖離するものではないと認識しています。

(問2) 工期遅延が生じた場合の対応方針は明確になっているか。

(答2) 授業・部活動に影響のある内部工事については、事前に学校と協議を行

い、1 か月程度余裕をみた条件で工期設定を行いました。

(最終 10/24 合唱コンクールまでに内部工事完了)

遅延の場合、9/1 始業式は各教室でオンラインにて行う想定でした。外部工事に関しては、9 月以降も行う想定でしたので、学校生活に影響のないように仮設計画を行いました。

(問 3) 工事期間中、生徒や教職員の安全はどのように確保するのか。

学校行事や部活動への影響はどの程度想定しているか。

(答 3) 安全性については、生徒・教員の少ない夏休み期間をメインとし、仮設計画での区画分けを行い、安全性を確保しました。

影響については、夏休み中の部活動(バスケットボール・バレーボール・卓球)と始業式(9/1)を想定していました。

夏休み中の部活動については、校舎や近隣小学校、市内体育施設の利用を想定していました。

(問 4) 設計価格、予定価格はどのように算定したか。

(答 4) 本工事の設計価格については、設計業務を専門業者へ委託し、作成しています。積算にあたっては、千葉県が定める公共工事積算基準を適用し、労務単価・材料単価・機械経費等について最新の基準および市場単価を反映したうえで算定しています。

(問 5) 資格要件を満たす事業者数について。

(答 5) 12 者です。(郡市内・格付等級 A・特定建設業)(市内の事業者は 4 者)

(問 6) 入札参加者が 2 者しかないが、適正な入札参加者の数はあると考えるか。

(答 6) できるかぎり多くの参加があることが望ましいが、「大網白里市制限付き一般競争入札実施要領」の規程及び公告に基づき、入札参加業者数は入札成立に必要な数を満たしているものと認識しています。

以上の事前通告ほか、関連質問等については以下のとおり。

－問 6 関連－

問：入札参加者が 2 者のみであることがそもそも入札参加者数として適正といえるのか。

答：本市では入札参加資格委員会という、入札執行前に入札参加にかかわる参加資格を協議するための委員会で協議し、概ね 7 者以上が参加できるよう入札参加資格条件を設定する決まりに則り執行しています。また、昨今の物価高騰情勢を受けて、本市でも特に設計業務において不調が生じているところで、庁内の基準に照らして複数業者が入札参加したということ踏まえて適正であったものと判断しました。

意見：多数の入札者がいれば競争性が高まり低廉な価格になれば、市民にとっても良いことだと考えるが、一方で、昨今県内あるいは東京都内でも再開発事業等で大手の建設業者が途中で建設を取り辞めるといった事例を耳にする。入

札執行に係る経費節減を求める一方、参加業者にとって利益が出るように、応札されない事態の回避を求めるといった矛盾は否めないものの、公平性の観点から多くの入札参加が見込めるようさらなる検討をお願いしたい。

－問2・3 関連－

問：当初予定していた工期内に工事を終えたのか。

答：学校現場と連携を密にとり、安全面に配慮し1か月程度の余裕期間を設けたため、当初工期より延長したが工事は既に終わっている。

「事案2 準用河川金谷川改修工事」

(問1) ①工期が設定されているが、近年の集中豪雨の増加を踏まえたリスク評価は行われているか。

②また、工期は施工内容において適正か。

③工期の遅延があった場合の要因整理は行っているか。

(答1) ①工期設定にあたり、天候等における作業不能日数を過去5か年の気象庁及び環境省データをもとに算出し、工期に見込んでおります。

また、著しい悪天候や気象状況により「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる旨、特記仕様書に記載しております。

②工期については「千葉県 積算参考資料」に基づき算出しており、適正であると考えております。

③工程については、受注者からの「週間工程表」や「月間履行報告書」などにより適宜確認を行っており、遅延の要因になる事項などは「工事打合せ簿」により書面にて整理を行っております。

(問2) 予定価格の算出方法は、どのような方法で行われているか。

(答2) 予定価格の基礎となる積算価格を、「国土交通省土木工事標準積算基準書」に基づき算出しております。

(問3) 今回の発注条件は、同規模工事の標準的な条件と比べて厳しい点、緩い点はあるか。

(答3) 厳しい点、緩い点につきまして、特筆すべき事項はございません。

(問4) 以下の資格要件を同時に満たす者は何者あるか。

大網白里市制限付き一般競争入札実施要領第3条第1項から第4項のほか、

(1) 発注工種に係る本市の各付等級がAである者

(2) 建設業法に基づく許可を得た本店又は支店等を大網白里市東金市、山武市又は山武郡に有する者

(3) 建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者

(4) 公告日現在で、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有し、監理技術者資格者証を有する技術者を、本工事に専任で配置できる者

(答4) 資格要件を満たす業者は20者となります。

以上の事前通告ほか、関連質問等については以下のとおり。

－問1 関連－

問：実際に工期の遅延はあったのか。

答：設計内容を見直した箇所があるため、当初工期（令和8年3月25日）を超える見通しです。

－問4 関連－

問：事案1同様に、入札参加者が多ければそこで公平な競争ができてさらに低廉な価格になるのではないかと考えるが、実際には3者の入札参加で、うち1者が失格となった。担当課として今後入札参加者を増やすということを過去の事例経験を踏まえた対策など考えていることがあれば回答いただきたい。

答：今回の発注にあたり、地域要件を市内および山武郡市内と設定し、工事規模から特定建設業を有し、監理技術者資格を持つ者の専任配置といった条件を付したところですが、参加見込み業者がおおむね7者以上という市内の基準のもと執行したものの、結果的に2者の応札に終わったため、ご指摘を今後の課題とさせていただきたいと考えます。

意見：2者の応札にとどまった結果についての理由や分析が可能なのであれば、次回以降の入札に反映していただけたらと思う。参加者が増えることが、結果的に市民の方に還元できる可能性になるのではないかと考えるので、ぜひ対応策を検討いただけたらと思う。

問：この事案は毎年の継続案件になっていると思うが、契約相手は変わらず同じ事業者か。

答：基本的には単年度ごとに一般競争入札で発注をしていてその年その年で業者が確定しているところです。

ここ二、三年については同じ事業者で、その前は別の事業者でした。

「事案3 税務地図情報システム賃借」

(問1) ①見積徴取の3者とはどのような業者か。

②5年という長期契約の理由と、

③契約期間中に機器更新・OS更新・法改正対応に伴う追加費用発生の可能性はどうか整理しているか。

(答1) ①市の入札参加資格者名簿（物品）のうち、大分類：リース、中分類：電算機で掲載されている業者を参考に、前回の同業務の入札業者2者及び他システムでのリース業務に実績のある業者から見積書を徴しました。

②「大網白里市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」において、【第2条（1）ア】「電子計算機その他の情報処理に関する機器及びシステム（ソフトウェア含む）」を借り入れる契約については、【第3

条】「～締結することができる契約の期間は～5年以内～とする」と定めており、これに準じて設定しました。

③本システムはクラウド型であり、ソフトウェア側の機器、OS更新については提供会社側での対応となりますが、他システムとの連携や機能の追加など、現在の使用状況から変化が生じるものについては費用が必要となる可能性は考えられます。

プリンタ及びソフトウェアともに契約期間中の保守対応を含む内容としており、通常使用における故障及び法改正対応については保守の範囲内で対応できます。

(問2) 契約相手方の財務状況や継続的なサービス提供能力について、確認については。

(答2) 入札参加資格審査申請や事後審査において契約担当課で確認されたもの以外は確認しておりませんが、これらの要件を満たしていれば業務を行えるものと考えております。

(問3) 最低価格見積を基に予定価格を算出した点について、最安リスクと考えている点は何か。

(答3) 参考見積徴取時点から急激な物価高騰により賃借対象物品の価格が上昇した場合、入札が成立しないことが考えられます。

その他、例えば製造などの業務の場合は価格の差異による品質の低下なども考えられますが、リース契約である本業務においてはこのようなリスクが生じるとは考え難く、価格を重視して算出しました。

(問4) 事前に3者の見積りを取ったとのことだが、このうち、入札に応じた者は何者か。

(答4) 3者中、2者が入札しました。

(問5) 本件リース及び保守契約は以前から行っていると思うが、今回の契約者とは以前から契約をしているのか。それであれば、何年位継続しているか。

(答5) 本件受注者は今回で2回目の契約であり、前回の契約期間は5年間（令和2年7月から令和7年6月）でした。

以上の事前通告ほか、関連質問等については以下のとおり。

問：開札調書の入札参加者の入札額が近似していることについてどのように考えるか。落札者：8,628,000円（税抜）、次順位者：8,640,000円（税抜）

答：発注にあたってソフトウェアを限定し、またプリンターも機種を選定しています。各リース会社はその合計にリース料を上乗せしますが、他の類似する入札等を見ても賃借（リース）の場合はやはり僅差のことが多いため、本件も同様の結果であったものと考えています。

問：結果的にどちらの事業者と契約をしたとしても導入するソフトウェア、あるいはプリンターは同一であるという理解でよろしいか。

答：認識のとおりです。

－問1 関連－

問：追加費用としてどれくらいの増加を見込んでいるか。また、直近で法改正による追加業務・改修が発生した事例があれば教えていただきたい。

答：法改正に伴う評価システムの変更等が想定されるが、追加費用の具体的金額については事案によって、また、評価の仕方によって変わるため一概に答えかねますが、大幅な価格増は想定していません。直近では土地の奥行き価格の補正率の規定が変わり、地図情報システムに反映させるといった改修がありました。追加費用は発生していません。

－問2 関連－

問：契約の相手方の財務状況や継続的なサービスの提供能力について、5年間継続してサービス提供を受ける事業者ということで、万が一倒産してサービス提供を受けられないということになればそれは問題ということで、事前に財務状況等を把握した方がいいのではないかという趣旨での質問になるが、実際に事前に契約相手方に貸借対照表あるいは決算書等の提出を求めるといった、サービスを履行できる能力があるかどうかを担保するような書類の提出を求めているのか教えていただきたい。

答：入札参加するための前提として、大きく4種類、工事、測量、業務委託、物品の該当する入札参加資格者名簿に登載される必要があります。

名簿登載にあたっては千葉県の共同申請窓口申請し、千葉県の審査を経た後に各市町村へ回送され二次的に各市町村においても審査を行い、補正指示等の問題がないようであれば名簿登載される流れをとりますが、千葉県の共同申請窓口への申請時点で財務諸表（貸借対照表、損益計算書）を共通の提出書類としていることから、一定の財務状況審査が入っているものとみなし、あらためて財務諸表等を求めてはいません。

○議題3 その他

- ・ 次回の会議は、令和8年7月で開催するよう日程を今後調整する。
- ・ 次回の審議事案抽出の当番委員を渡邊 修朗委員とすることで決定した。

以 上